

# 東急ドエル桶川ビレジ自治会会則

## 第1章 名称及び組織

第1条 本会は「東急ドエル桶川ビレジ自治会」（以下「本会」という）と称する。

第2条 本会は東急ドエル桶川ビレジ居住者をもって構成する。

第3条 本会の事務所は東急ドエル桶川ビレジ内におく。

## 第2章 目的及び事業

第4条 本会は居住者相互の信頼を高め、明るく、住みよい住環境を確保することを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の諸活動を行う。

- (1) 会員の権利と親睦を図るための業務
- (2) 官公署、関係諸団体、他町内会等との渉外業務
- (3) 風紀、秩序及び安全の維持に関する業務
- (4) 防災に関する業務
- (5) 広報及び連絡業務
- (6) 社会福祉に関する業務
- (7) その他本会の目的の達成のための必要な業務

## 第3章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長<区長> 1名（東急ドエル桶川ビレジ管理組合法人（以下「管理組合法人」という）理事長と兼務）
- (2) 副会長<区長代理> 1名（管理組合法人理事と兼務）
- (3) 専門部 8名（管理組合法人理事と兼務）
  - 事務局長 1名
  - 事務局 2名
  - 総務部長 1名
  - 総務副部長 1名
  - 生活環境部長 1名
  - 防犯防災部長 1名
  - 厚生文化部長 1名
- (4) 監事 1名（管理組合法人監事と兼務）

**第7条** 区長代理3名のうち、1名は副会長がその任に当たることとする。残る2名の選出は、専門部担当役員より会長〈区長〉が指名し、役員会の承認を得ることとする。

**第8条** 本会の運営を円滑に行うため、第6条の他に次の専門部員、ブロック委員をおく。

- (1) 専門部員 21名以上 (管理組合法人業務と兼務)
- (2) ブロック委員 32名 (管理組合法人業務と兼務)

**第9条** 第6条、第8条の選出要領は管理組合法人役員選出の慣例に従う。

**第10条** 役員、専門部員、ブロック委員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を統括し、本会に関する責任を負う。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 副会長の職務分担は役員会で決める。
- (4) 総務部は本会の会計に関する業務を行う。
- (5) 監事は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- (6) 専門部長及び部員は第5条に関する会務の企画と運営を行う。
- (7) ブロック委員は各担当ブロックの自治会の集金、文書の配布、情報の伝達、及び各種行事の運営等にあたる。

**第11条** 役員の任期は定期総会終了後より次期定期総会までとする。但し再任を妨げない。欠員補充による役員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

## 第4章 会議

**第12条** 総会は全会員によって構成するものとし、過半数の出席により成立し、委任状を認める。

- 2 総会は定期総会及び臨時総会とし、原則として管理組合法人の総会と同時に開く。定期総会は毎年一回新会計年度開始後二ヶ月以内に会長が招集する。臨時総会は会長が必要と認め、役員会の決議を経たとき及び5分の1以上の会員の要請があったときに招集することができる。
- 3 総会の議長は、会長、副会長を除く総会に出席した会員の中から選出する。
- 4 議決は出席者の過半数を持って決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会は次のことを審議決定する。
  - (1) 本会の運営方針、事業計画
  - (2) 会費及び予算、決算
  - (3) 会則の改正
  - (4) その他の本会に関する重要事項

**第13条** 役員会は会長が必要と認めたときに招集し、役員半数以上の出席を持って開き、その議事は出席役員過半数で決定する。

**2** 役員会は会長が議長となり、次のことを審議決定する。

- (1) 総会の決定事項及び本会運営に必要な事項
- (2) 会務の執行に関する事項
- (3) 総会に提議すべき事項
- (4) 専門部会で必要と認める事項

**第14条** 専門部会は役員会における決定に基づき、専門活動を行うために必要に応じ専門部長が招集して開催する。

## 第5章 会計

**第15条** 本会の運営は会費、交付金、寄付金、その他収入による。

**2** 本会の会費は現に居住する世帯を対象とし、一世帯年額 4,000 円、年 4 回（5 月、7 月、9 月、11 月）に分けて徴収する。なお、徴収時期は必要に応じ、変更することが出来る。徴収した会費は原則として返却しない。

**3** 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

## 第6章 弔慰

**第16条** 会員等が死去された際、次の見舞金を出し弔慰する。

- (1) 世帯主及びその配偶者 1 万円
- (2) 同居親族 5 千円
- (3) その他、役員会で必要と認めたもの

付則

この会則は、平成 28 年 5 月 4 日から改定施行する。